

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島 祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、愛知県有料道路運営等事業の公募手続において前田グループに法的アドバイスを提供

【東京発 2016 年 7 月 4 日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、愛知県道路公社が進めている「愛知県有料道路運営等事業」の公募手続において、前田グループに法的アドバイスを提供いたしました。同グループは前田建設工業株式会社を代表企業とし、森トラスト株式会社、大和リース株式会社、大和ハウス工業株式会社、セントラルハイウェイ株式会社により構成されるコンソーシアムで、本件における優先交渉者として選定されました。なお、同グループが提案した運営権対価は 1,377 億円でした。

ベーカー&マッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融部門のグループ代表である江口直明弁護士をリード・パートナーとし、パートナーの辻本哲郎弁護士、アソシエイトの玉川雅文弁護士、関口毅人弁護士、東崎雅夫弁護士、稲垣航弁護士、熊野完弁護士が本案件に携わりました。

江口直明弁護士は、「本件は自治体が管理する有料道路では 全国初となる、民間事業者による有料道路の運営案件であり、このような意義ある案件においてお客様へ法的助言を提供できたことを大変嬉しく思います。コンセッション事業は、民間企業の強みを活用する注目分野です。ベーカー&マッケンジーでは、今後も海外コンセッション事業及び国内 PFI 事業の経験を生かし、民間の活力を生かした事業や公共施設を対象とした大規模開発などを、国及び地方公共団体と協働しながら、法務的な側面からサポートしていきます」と述べています。

- 以上 -

■ 本件における責任者



江口 直明
銀行・金融グループ代表パートナー
03 6271 9441
naoki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー&マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会のメンバー。東京事務所の銀行・金融グループは、2016年の *Chambers Asia-Pacific* と *The Legal 500 Asia Pacific* において、*Banking & Finance: International* の分野で **Band 1** にランクされた。

■ ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルとなりました。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp

Follow us on   

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。